

第2回障がい者制度改革推進会議

平成22年2月2日(火) 13~17時

合同庁舎第4号館共用220会議室

傍聴100名以上

インターネット配信、CS障害者放送統一機構「目で聴くテレビ」による生中継

○「障がい者制度改革推進本部」及びこの会議の設置の根拠となる法律を今開催中の通常国会に出してほしい。との意見に対し、福島大臣より今国会に提出との回答を得た。

<議事>

障害者基本法に関して(参照:「障害者基本法に関する意見一覧」)

1. 基本的性格

障害者基本法を改正するのではなく、新しい法律=障害者を権利の主体とした権利章典とする。

国の義務・責務・障害者の権利・拘束力あるものにし、名称についても審議する。

2. 障害者の定義

障害の定義からもれる人が出るのを防ぐため、法律の目的に限定されない、谷間のない、社会的モデルに添った、支援を必要とする障害をもれなく入れた総合的・包括的な規定にする。

3. 差別の定義

障害を理由とする差別を3類型「直接的差別」「間接的差別」「合理的配慮を行なわない」に分類。

障害者基本法第三条3項「何人も、障害者に対して、障害を理由として・・・」とある「障害者に対して」だけではなく、対象者を家族・介助者・障害とみなされる人・施設を含め、「何人も障害を理由として差別を受けない」ことが重要。

差別禁止法の根拠法として障害者基本法を位置づける。個別分野は差別禁止法に。

4. 基本的人権の確認

本来なら「基本的人権」を確認してから、侵害するところに「差別の定義」を用いる論議が必要。

障害者は市民同様に参画する権利の主体であり、国がそのために責務を負う

人権としての確認のなかったもの=手話等は明文化し、人権として確認があったもの=雇用・教育についてはインクルーシブに整理する。

自立・自己決定・参加・参画・情報・移動のアクセシビリティについて整理をする。

5. モニタリング

モニタリングは権利条約批准のための重要項目。

モニタリングの基礎となる実態調査は、障害者のみでなく、国民全体の状況を把握した中で障害者の実態調査が必要。

範囲を条約だけか制度全般かも論議する。

6. 障害者に関する基本的施策 7. その他

国際協力について新設してはどうか

憲法の下に権利条約—基本法—国内法となる。

2011年度予算にかかる自立支援法を含む・無年金・解雇等緊急問題については特別部会を早く立ち上げる(関係省庁予算の検討)

今後について

第3回 2月15日(月) 13~17時(自立支援法・総合福祉法・雇用)

第4回 3月1日(月) 13~17時(差別・虐待・司法手続き・司法参加)